

保障措置実施に係る事業者連絡会

議事録

1. 日時：令和8年4月20日（木） 13：00～15：00

2. 場所：原子力規制庁 13階会議室 BCD 及びオンライン併用

（対面及び Cisco Webex Meetings によるハイブリッド形式でのセミナー開催）

3. 出席者

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ保障措置部門

中桐参事官（保障措置担当）、石井首席査察官、筒井副首席査察官、呉屋査察専門職、
佐藤査察官、中崎企画調整官、山田総括補佐、株木統括査察官

日本原燃株式会社 安全・品質本部

中村副本部長

4. 議事次第

（1）開会の挨拶

（2）議題

①保障措置関連トピックス

－保障措置に係る最近の動向など－

②保障措置検査等の実施状況

－良好事例と要改善事例の紹介等－

③よくあるお問合せ

－計量管理規定変更認可申請、DIQ 改定、管理アクセスに関する注意事項等－

④六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工を踏まえた保障措置体制強化の取組

⑤保障措置に係る今後の制度改正

⑥国際規制物資の使用等に関する規則の改正に伴う対応

－提出書類様式の経過措置について－

5. 配布資料

資料① 保障措置関連トピックス

－保障措置に係る最近の動向など－

資料② 保障措置検査等の実施状況

－良好事例と要改善事例の紹介等－

資料③ よくあるお問合せ

資料④ RRP 及び J-MOX のしゅん工を踏まえた日本原燃の SG 体制強化の取組

資料⑤ 国内保障措置制度のあり方に関する検討状況（中間報告）

資料⑥ 国際規制物資の使用等に関する規則の改正に伴う対応

－提出書類・様式の経過措置等について－

議事

○山田（司会） 定刻となりましたので、保障措置実施に係る事業者連絡会を開始いたします。

私は、原子力規制庁保障措置部門で総括補佐をしております山田と申します。本日の司会を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この事業者連絡会では、事業者の皆様には保障措置活動をより深く御理解いただくために必要な情報を提供できればと考えております。本年の内容といたしましては、保障措置に係る最近の動向や良好事例等を紹介するとともに、昨年からの検討を進めております保障措置に係る今後の制度改正などについても紹介したいと思います。

また、日本原燃株式会社殿より、六ヶ所再処理施設及び大型混合酸化物燃料加工施設のしゅん工を見込んだ日本原燃殿の保障措置体制強化の取組についても御紹介いただきます。

開催方式についてですが、今回も昨年同様、対面及びオンラインのハイブリッド形式としております。本連絡会の様子は、Webex ミーティングのほか、原子力規制委員会の YouTube でも配信しております。

ここで、オンライン参加の方にはお願いがございます。回線容量の都合上、開催中はカメラをオフにいただければと思います。

また、音声につきましては、司会からの指示がある場合を除きまして、ミュートに設定していただきますようお願いいたします。

なお、オンラインで御質問の方におかれましては、各議題の説明中であっても、チャッ

トでの質問は随時受け付けております。

ここで議事進行に先立ちまして、保障措置部門担当参事官の中桐から御挨拶を申し上げます。

○中桐参事官 保障措置部門、中桐と申します。

本日は、オンライン並びに会場に多くの皆様、御参加いただきまして大変ありがとうございます。

私のほうから簡単な資料に基づきまして、御挨拶差し上げますけれども、まずは冒頭申し上げますとおり、日頃の保障措置対応への御尽力に深く感謝をさせていただきたいと思えます。資料、そのうち映りますけれども、日本は世界で最も多くの保障措置、IAEAの査察が行われていると。IAEAの約20%の査察リソースが割かれているというような国でございますが、その中で、この今の制度が開始されて以降、20年以上日本の国に国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの高い評価を得ることができていると。

保障措置はその国家として果たすべき責任としておりますので、それぞれの国内関係者全ての方の責任でもあるというところを改めてここでも申し上げたいと思えます。原子力利用の大前提として保障措置の対応というものがあるということでありまして、また国内外の情勢、例えば核拡散リスクの世界的な高まりですとか、日本では六ヶ所の再処理施設などが今後本格的にしゅん工していくことが考えられるということを考えても、保障措置の重要性というのは、ますます高まるというふうに考えておりますので、その一つ一つの積み重ね、一つ一つの査察対応、計量管理というところをしっかりと日本として責任を果たすべくやっていきたいというふうに考えております。

次のスライドは映りますでしょうか。画面が切りかわっていないようですので、確認いただければと。

先ほども申し上げましたけれども、規制委員会においても保障措置の重要性、今後の情勢変化に鑑みまして、昨年の7月の時点で担当部署を室から課に格上げということを行いまして、担当組織の強化を図っております。後ほど、国内保障措置制度のあり方に関する検討、議論についても御紹介をいたしますけれども、我々は、昨年の10月に初めて会合を開いて以来、有識者の方、また事業者の方も関与をしていただきまして、議論を重ねているところですので、こちらへの御協力も引き続きお願いしたいと考えております。

次のスライドをお願いします。

近年、IAEAとどのような議論をしているかというところを御紹介をさせていただきます。お

手元の資料もあるかと思いますが、我が国に関する我が国での保障措置への取組については、個別の課題がいろいろありますので、それらへの対応はしっかり行わなければいけないと思いますけれども、総じて評価はされていると。

他方、IAEAにとっては、今年は、日本に適用している国レベル保障措置アプローチを見直す予定であるということを知っておりまして、今年、ある程度協議を経て、来年から新しいアプローチを適用できないかということでもあります。引き続きIAEAとよく協議をいたしまして、その結果については、事業者の皆様にも共有をしていながら、新しいアプローチの適用というところを考えていきたいと考えております。

また、IAEAは、近年外部支援を期待する優先的な技術分野というものを、彼らの公表資料の中で明らかにしているわけでもありますけれども、幾つかその傾向がありまして、例えば、SMRなどの原子力の新しい技術動向、これを踏まえて、保障措置の手法を将来的なものも見越しながらよく基盤を築いていきたいという思いがあるのかと思います。

また、保障措置の業務の効率化というのは、引き続きIAEAにとっても非常に大きな課題でございますので、AIですとか、eラーニング、それから地理情報の活用なども非常にIAEAは関心が高いところということでもあります。

また、保障措置のアプローチの開発という意味では、核物質の取得経路分析などについても引き続きブラッシュアップをしているという情報があるというふうに考えておりますので、こうした技術動向について、我々も引き続き皆様とも広く共有しながら進めていきたい。

また、IAEAは、本年11月に、4年に一度の保障措置シンポジウムというものをウィーンで開催する予定にしておりますので、こちらでの議論なども御覧いただくと、IAEAが注目している分野というものの、また、保障措置に関わる最新の動向というのも情報が入ってくるかと思っておりますので、そういったところもまた共有をしながら進めていければと思います。

いずれにしても、原子力規制庁としても、保障措置の重要性というところは論をまたないところであり、今後も重要であるというところは、もう誰が見ても明らかなところでございますので、効率的・効果的に保障措置を実施していきたいと思っておりますし、継続的な改善に取り組んでまいりたいと思っておりますが、一つ一つの現場などで我々の査察官などにお気づきの点などがありましたら、どうぞ御遠慮なく御意見を言っていただきながら、国としての業務、責務というのを果たしていきたいと引き続き思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山田（司会）　続きまして、本日の議事進行について説明いたします。現状、画面が表示されていないようですので、少々お待ちください。

お待たせしました。各議題につきましては、議事次第に記載のとおり、各担当より説明いたします。オンライン参加の方は、事前にお知らせしている原子力規制委員会ホームページの掲載ページより資料をダウンロードの上、御覧いただければと思います。

なお、資料が閲覧できない等ございましたら、メールにて送付いたしました開催案内に記載の担当宛に御連絡をお願いいたします。

ここで、議事次第の一部変更について御連絡いたします。

都合によりまして、本日は議題1、保障措置関連トピックスの次に、議題5、保障措置に係る今後の制度改正に移ります。その後は、議題2、3、4、6のとおり、順次進行いたしますので、その点あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、本日最初の議題である保障措置関連トピックスについて、首席査察官の石井から御説明いたします。

○石井首席査察官　原子力規制庁保障措置部門で首席査察官を務めています石井です。よろしくお願いいたします。

本日、私のほうから、昨年度と同様に保障措置関連トピックとして、保障措置に係る最近の動向について紹介させていただきます。

1ページ目をお願いします。

まず、目次についてということで、私の紹介の内容は、ここに示しますとおりです。一つ目が、昨年4月22日の本事業者連絡会以降の最近の主な動向について、二つ目が、国レベル保障措置アプローチの見直しについて、三つ目が、CA、補完的なアクセスにおける管理アクセス情報の提供の考え方について、四つ目が、規則改正を踏まえた対応について、5ポツで最後にとということで御紹介させていただきます。

次のページをお願いします。

最近の主な動向として、ここにまとめさせていただいています。一つ目として、IAEAが実施した2024年の我が国における保障措置活動に関する報告についても、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの拡大結論を取得しています。

二つ目が、昨年ここにピックアップしましたがけれども、前回昨年の4月以降のLOFに対する単独保障措置検査を14回実施しているところでございます。

三つ目としましては、国内の各原子力施設に適用される国レベル保障措置アプローチについては、IAEAとの協議が今後本格化する予定で、今週の木曜日の午後にIAEAとの間で協議を実施する計画となっております。

次、四つ目ですけれども、昨年はサイト外の使用済燃料乾式貯蔵施設だったんですけれども、今年はサイト内の使用済燃料乾式貯蔵施設での初めての受入検認を実施したところでございます。

それから、五つ目としましては、令和7年10月以降、国内保障措置制度のあり方検討会を開催して、国内の保障措置制度の継続的改善等に係る議論を実施しており、私のプレゼンの後に紹介を行うこととなっております。

六つ目としましては、規則の全部改正に関連して、経過措置の期間がいよいよ本年9月30日に終了することになってございます。これにつきましても、今日の六つ目の議題の中で詳細は説明させていただきます。

次のページをお願いします。

最初に、国内保障措置アプローチの見直しに関する検討の状況について少しピックアップして、トピックスとして御紹介させていただきます。

一つ目の矢羽根については、昨年も少し御紹介したところではありますけれども、これまでステートレベルアプローチについては、2016年9月に日本に適用するステートレベルアプローチがIAEAにおいて承認され、2017年1月より順次適用を開始して、2023年4月のJAEA核サ研への適用により、全ての施設タイプごとの適用が完了したことになってございます。

また、2022年までに25か国のステートレベルアプローチの見直しを実施するとともに、2023年は、日本のステートレベルアプローチの見直しに係る検討を開始したところでございます。ここに、以下レ点で示してございますけれども、2023年にはステートレベルワーキンググループ会合とプレナリー会合でIAEAから紹介があり、若干の議論をしてございます。2024年は、プレナリー会合での協議、それから、2025年は、保障措置合同委員会、いわゆるJCMとプレナリー会合での協議を行っています。

また、今年先ほど御紹介しましたとおり、今週の木曜日、4月23日に内容協議に関する会合を開く予定となっております。

その次の矢羽根にありますとおり、2025年3月の保障措置合同委員会では、IAEAより、現行のステートレベルアプローチに比べて、Minor differenceを想定しているものの、今

後の協議を通して実際の変更に係る協議を行っていく状況となっているというふうな形で情報提供を受けているところです。

また、最後の矢羽根にありますとおり、2025年11月のプレナリー会合では、より具体的な見直しの案の内容について情報共有が行われました。その概要について、次以降のスライドで紹介させていただきます。

最初に、見直しに係る基本的な考え方、これは検討中ということで、今週の木曜日にさらにアップデートされた情報が提供されると思いますけれども、昨年のプレナリーの時点で共有された内容となつてございます。施設、またLOFの不正使用の検知に係る観点として、不正使用を検知するための保障措置活動は、最も機微な施設、すなわち濃縮施設、原子炉、それから再処理施設/ホットセルを有する施設に重点を置くというような状況で、原子炉施設については、ここで挙げられているとおり、機微な施設というふうな形で、前回のプレナリーの中では紹介を受けているところでございます。

また、各活動の実施頻度は、各部局、ここでいうと0Aになると思いますが、そこで基準を決めて、その基準によって規定し、濃縮の能力とか、これは原子炉だと思いますけども、熱出力、それからホットセルの容量などの施設設計特性に関連づけて、検討が進められるということになってございます。

それから、これらの施設に対する性能目標は、DIV、それからRII、OSP-OS、ELFUA、リモートデータ転送システムを組み合わせで達成可能との考え方のようです。

次に、燃料加工施設では、施設の不正使用を検知する活動として、主に、DIVについては、標準化された年1回の頻度で適用する考えのようです。

これに対して、その他全ての施設では、少なくとも4年に1回のDIVを実施する要求をしてくるというような形で、今のところ情報提供を受けてございます。

次のページ以降、IAEA内部での検討中で、各施設に対する具体的な見直しの内容案を紹介させていただきます。

一方で、先ほど来お伝えしてまいりましたとおり、今週の23日の会合で、またさらにアップデートされた内容について紹介があると思いますので、また、適宜機会を見て情報共有させていただければというふうに考えてございます。

次、このページですけれども、まず最初にウラン燃料加工施設については、SNRIの回数を見直しを検討しているようでございます。

それから、ウラン濃縮施設においてはLFUA/ELFUAの頻度の見直し、それから、それらに

おける活動内容の見直しをしているようで、具体的な例としましては、NDAの測定の回数を見直すという考えがあるようでございます。

次のページをお願いします。

次に、発電炉につきましては、RIIの回数の見直しを検討しているようです。

それから、不正使用（Misuse）を検知する活動に関する見直しとして、例えばDIVの回数及びまたは不正使用がないことを確認する活動の回数を見直しを検討しているようです。

再処理施設につきましては、IIVに係る活動内容の見直しとして、例えばDAサンプリングに係る活動の追加を検討しているという状況のようです。

MOX燃料加工施設については、今のところ見直しについては、見込みがない。今のところ検討はされないような状況になってございます。

次のページをお願いします。

続いて、研究炉についてでございますが、活動内容の見直しとして、例えば、活動の頻度、それからサンプルサイズなどの見直しを検討している。

それから、リモートデータ転送システムを有する施設でのRIIの回数の見直しを検討しているようです。

また、R&D施設につきましては、DIVの回数の見直しとして、例えばClosed downの状況の施設に対するDIVの回数を見直すというような検討をしているようでございます。

また、未照射直接利用核物質を有する施設でのRIIの回数の見直しを検討しているようです。

ここまでの、ステートレベルアプローチの新たな見直しに係る情報となりますが、何度もお伝えしているとおり、今週の23日の午後にIAEAとの間で協議を行うこととなっておりまして、得られた情報については、改めてフィードバックできる機会を設けさせていただければというふうに考えてございます。

次は、ここからは補完的なアクセスにおける管理アクセス情報の提供ということで、若干新しいトピックなんですけれども、御紹介できればというふうに思います。

基本的には、補完的なアクセスにおける管理アクセス情報の提供に係るタイミングについて、2026年2月、今年の2月にIAEA本部で会合を開いて、改めてIAEA側と協議をして、IAEA側の考えを聞いてございます。当該協議の前までは、24時間前通告のCAでは、通常その同通告受領後、CA当日に、2時間前通告を受領するまでに補助取極で決まっている様式を用いて、IAEAに情報を提供することが必要だというふうに考えてございました。これに

対して、この協議の場で少し議論した結果、今後IAEAの議事録をもって正式に合意することになりますけれども、24時間前通告のCA当日に、建物通告を受領した後でも、管理アクセスに係る情報の提供は可能とのことです。という見解をIAEAから示されています。

また、同様に2時間前のCAにおいても、通告受領後に管理アクセスに係る情報の提供が必要であれば、それは可能だという形でIAEAからの説明を受けてございます。

一方で、管理アクセスの状況が発生した場合においても、その場合には可能な限り速やかにCAに現場で対応している査察官に情報提供してほしいという説明を受けています。

さらに、アクセス拒否は受け付けることはできなく、例えばですけれども、事業者のほうで事故等に対応している状況においても、事業者と同様の装備を着用した上で、建屋に入ることを要求してくる形になります。

一方で、もちろん安全は最優先ですので、どうしてもその事故等で入れないケースがあったりとか、汚染が広がっていて入れないケースがあると思いますので、その場合には適宜我々JSGOを交えて調整を行いたいというふうに考えていますので、引き続き御協力いただければと思います。この詳細については、後ほど議題③の中でも説明させていただくことになります。

次に、国規則改正を踏まえた対応に関連してお話させていただきます。

提出書類、それから様式に係る経過措置については、いよいよ期限が今年の9月30日となっており10月1日からは新しい様式での報告が必要となります。

また、提出書類・様式に関する注意事項としましては、LOF事業者からの受払計画の提出が不要となっているとともに、提出部数については全て1部でよくなっているという状況でございます。

また、新国規則の様式の運用については、保障措置検査等で収去された資料に係る受払計画の提出が不要となっております。

これらの内容の詳細につきましても、本日の六つ目の議題の中で担当のほうから説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

私のほうで最後になりますけれども、日頃の保障措置活動への協力に感謝するとともに、IAEAによる拡大結論の維持に向けて、引き続き理解と協力をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、ステートレベルアプローチの見直しに関連しては、具体的に査察実施手順書の改訂に係る協議が行われていくことになると思いますけれども、その場合には各事業者の

方々の協力をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、昨年、それから昨年の事業者連絡会以降、カメラの視野障害とか、保障措置活動での設備の故障、それから、計画外作業の必要性が生じた場合に、若干その情報共有というのがうまくできていないケースが見受けられましたけれども、こういうことが起きた際にはIAEAとの確実な情報共有をお願いしたいというふうに考えてございます。

特に、視野障害が想定される場合、それから、計画外の作業の実施が必要な場合には、保障措置上の問題を避ける観点からも、できるだけ早い、できれば事前の情報共有をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、改正後の国規則に係る経過措置の期限が近づいている状況において、必要な手続、作業への対応を引き続きよろしくお願いいたします。

今後とも、国際規制物資の適切な計量管理、それからIAEAが行う保障措置活動に御協力のほどをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上となります。ありがとうございました。

○山田（司会） それでは、まずは会場で御参加の皆様から、その後、オンラインで御参加の皆様の順で御質問をお受けいたします。会場で御参加の方で、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

ないようですので、それでは、オンラインで御参加の方からはいかがでしょうか。

御質問等ないようですので、それでは次の議題に移りたいと思います。

それでは、次の議題は先ほどお伝えしましたとおり、順番を入れ替えさせていただきます。保障措置に係る今後の制度改正についてです。企画調整官の中崎から御説明いたします。

○中崎企画調整官 原子力規制庁の中崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

急な議題の入替えで申し訳ございません。私からは、資料の5、国内保障措置制度のあり方に関する検討状況について御説明をさせていただきます。

この資料は、4月1日に開催をいたしました原子力規制委員会に、ちょうど中間的に報告する機会がございました。その資料を使用させていただいているものでございます。

趣旨のところでございますけれども、私も国内保障措置制度のあり方を検討するために、昨年の9月に委員会のほうに上げて設置が了承され、検討会を設置したと。それを軸に検討をしているということでございます。

検討事項については、枠囲みの中に記載をしているとおり、①から④あるということで

ございます。具体的に、検討状況については2を御覧いただければと思います。

昨年10月に第1回検討会を開催しまして、これまで計3回議論を行ってきております。その際に、この検討事項①から④にないものとして、IAEAと我が国の関係性についても整理すべきという御意見を賜りまして、これについても議論をしているという状況でございます。その上で、事務局、私どもJSGOのほうから、現行の制度や予算では実現困難なものも含めて、望ましいと考えられるそのあり方というものについて、このページの太字の(1)以降のとおりの方で、議論させていただいておりまして、今後取りまとめを行うということでございます。

では、具体的に(1)JSGOとそれからNMCC、すなわち、核物質管理センターということで、法に基づく指定機関の関係性についてでございます。この法に基づく指定機関については、国内唯一無二の保障措置の専門機関としての特性があるということで、私どもJSGOを政策的・技術的にサポートするTSO機能、これを強化という話。それから、その特性が最大限発揮できるよう、最適な組織の在り方について検討していくと。

次のページをおめくりいただきまして、日本原燃六ヶ所再処理施設等が本格操業をいたしますと、私ども相当のリソースが必要となってくると。そのため、現在私どもJSGOが持っているその査察権限についても、検査権限についても、第三者の指定機関の役割として果たしていただければどうかということ。

それから、その下でございますけれども、現在の原子炉等規制法では、指定情報処理機関の制度と、それから、指定保障措置検査等実施機関制度、この二つの制度が定められていると。前者については、法律上財源は委託で、後者は法律上財源は交付金というふうにされておりまして、結果的にいずれも同じ機関が指定を受けているということですのでけれども、予算とそれが業務、これが法律上区分された状態にあると。これらを一体的に事業実施できるような仕組みを整備したいというのが二つ目のボツでございます。

その下ですけれども、現在その第三者の指定機関、技術的な調査研究を行うというふうな法律上、定められてございます。

一方で、国外の保障措置政策の動向だとか、そういったような政策的な調査研究をお願いしたいというニーズも私どもにはございますので、そういったものも今後をお願いできたらどうかということ。

その下ですけれども、その第三者の指定機関を中核とした保障措置人材育成を推進していきたいということでございます。

次に、(2)国と事業者の関係性でございます。

保障措置分野でも品質保証活動を制度上の要求事項に位置づけるということ。

その下、保障措置の用に供する原子力施設と一体的な施設及び設備の整備維持管理に関し、事業者の責務を明確化するという。このような新たな事業者の責務の適正な履行の確保を図るために、その下ですけれども、原子力規制委員会が業務改善を命令することができるようになるということ。

次に、(3)IAEAと我が国の関係性でございます。

二つ目のポツですけれども、IAEAの我が国に対する信頼を確保するために、IAEAに申告する情報の正確性・網羅性を高めるということだとか、それから、過去のIAEAの指摘やその対応がどうだったか。こういったものを還元するだとか、還元というか国内で共有するだとか、保障措置で得た情報を分析して国内で活用する施策を推進してはどうかということ。こういったことをやっていくということと、その下ですけれども、私どもJSGOは、基本的にIAEA査察に同行して対応するというところでございますけれども、JSGO単独の検査、査察というものも行っていると。その単独査察の結果をIAEAで活用してもらえると、全体として効率化ができると。そのためにも我々の単独査察の質を高めるためにも、先ほど申し上げた法に基づく指定を受けた機関、第三者機関としっかり連携していきたいということ。

それから、利用実態のない許可を有している方々、大分多い状態でございます。集約管理する。これを集約管理する仕組みができたかどうか。これは、すぐに実現できるものではないかもしれませんが、腰を据えて取り組んでいき、IAEAを含む査察の効率化につなげていきたいということでございます。

(3)の最後のところですが、IAEAに対してコメントをすべきときはしっかりコメントするということができるような互いの関係性というものを構築できたということで、そのためのコミュニケーション促進策を推進するということも記載しているということでございます。

最後、3の今後の予定でございますけれども、これはあくまで中間的な状況を今御説明をいたしました、来月の下旬に検討会を開催する予定でございます、最終的な議論の取りまとめを事務局のほうで案をお示しできたらというふうに思っております。その上で、6月の原子力規制委員会に結果を報告をしていきたいというふうな状況で、今取り組んでいるということでございます。

現在の状況についての御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○山田（司会） それでは、質疑応答の時間といたします。

まずは、会場で御参加の方から質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○西内氏（関西電力） すみません、関西電力美浜発電所の西内と申します。

御説明ありがとうございます。

内容の確認といいますか、お伺いしたいことがございまして、資料2ページの(2)のところの一つ目のポツのところで、品質保証活動を制度上の要求事項に位置づけていくというような御説明があったかと思います。この点なんですけれども、我々もこれまで保障措置対応については、自主的な取組として、社内でも継続的な改善活動を行っているんですけれども、今後これらを要求事項に位置づけるということで、いわゆる審査ガイドや検査ガイドといったそういった形で要求事項を具体化されて、それが計量管理規定、保障措置業務の対応規定というようなところに反映していくと、そういったイメージを持っていたらよろしいんですかね。その辺り、すみません、伺えればと思ひましての御質問です。

以上です。

○中崎企画調整官 ありがとうございます。規制庁の中崎でございます。

品質保証の活動については、今現状、計量管理規定、これを保障措置に対応する業務のための規定という形で少しアップグレードをしまして、これの認可というものを行っていくに当たって審査基準を設けていく必要があるだろうと考えております。その中で、この品質保証活動についても触れる必要があるだろうと。したがって、その審査基準の中でどういった品質保証活動をお願いするのかというものをもう少し分かりやすく書き下せたらなというふうに思っております。

お答えになっておりますでしょうか。

○西内氏（関西電力） ありがとうございます。

そういった形で明確にさせていただけると、こちらも動きやすいというか、御相談しやすいかなと思ひましたので、非常にありがたいと思います。

ありがとうございました。

○山田（司会） ほかに会場から御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○武藤氏（核物質管理センター） 核物質管理センターの武藤と申します。

別紙の資料のところの内容で、ちょっと御質問がございます。

真ん中の辺りに、SG実施体制ということで、国の権限・執行の強化というところで、二つ目のところですね。国単独査察（約2,000事業所）の効果的かつ効率的な実施という記載のところなんですけども、ここに、非原子力利用国規物使用者の事業所に対しても保障措置としての検査をやっていこうというお考えで記載されているかどうかというところで御質問がございます。

以上です。

○中崎企画調整官 今、まだ具体的にどこの事業者に対して、どこの区分の事業者の方々に対して、国として単独で査察・検査を行っていくのかという具体的な検討をまだしてございませんけれども、可能性として全体で約2,200事業所というものがある。それがやはりその可能性として、検査なり査察を実施していく可能性がある限りは、やはりその効率化というものをしっかりと検討する必要があるだろうという観点での議論をここの中でさせていただいておりますが、具体的にどこに対して、どれだけのリソースをかけていくのかというのは、これからの検討になっていくのかなというふうに思っております。

○武藤氏（核物質管理センター） ありがとうございます。

○山田（司会） ほかに会場からいかがでしょうか。

それではないようですので、次に、オンラインで御参加されている方から受けたいと思います。御質問のある方は、挙手ボタンをお願いいたします。

それではないようですので、次の議題に進みたいと思います。

続きまして、保障措置検査等の実施状況についてですが、副首席査察官の筒井から御説明いたします。

○筒井副首席査察官 それでは、保障措置部門の副首席査察官の筒井と申します。

この議題では、私のほうから保障措置検査等の実施状況としてということで、昨年度と同様に、良好事例と、あと要改善事例ですね。こちらを含む幾つかの事例を紹介したいと思います。

次のページをお願いします。

この説明では、ここに書いております三つの内容をお話ししたいと思っております。

まず、一つ目として、最初にIAEAと国が同時に行う保障措置検査等ということで御説明

したいと思います。

次、お願いします。

2ページ目ですね。まずは、査察等の種類ですけれども、IAEAが査察等を行う場合は保障措置部門（JSGO）の査察官または核物質管理センター（NMCC）の検査員がIAEA査察官と一緒に施設を訪れます。IAEAの査察及び国の保障措置検査は、PIV、いわゆる実在庫検認、IIV（中間在庫検認）やRII（ランダム中間在庫検認）などがございます。この保障措置検査では、在庫している核燃料物質の検認が行われます。その活動では、員数検査、非破壊検査、分析用試料、サンプルの採取、封じ込め監視、帳簿検査がございます。そのほかにも右側に書いておりますとおり、設計情報の検認、いわゆるDIV、あとは補完的なアクセス（CA）などがございます。本日は、これらの査察等における良好事例や要改善事例を紹介したいと思います。

まず一つ目は、良好事例でございます。

IAEAの査察でランダムで選択された燃料棒に含まれる核物質量のNDAでの測定結果が検認基準から外れたことがありました。これはつまりアウトライヤーという形ですね。このため、事業者は、JSGOやNMCCと連携して、申告値が正しいかの調査を迅速に行ったり、あとはIAEAのフォローアップが完了するまで当該燃料棒を集合体にはしないということなどを迅速に決定して、そして迅速にIAEAに報告をしました。

その結果、アウトライヤーの発生から約1か月の間で迅速にIAEAが必要とする対応を全て完了させることができました。

IAEAからは、この迅速な対応に感謝をしているという発言が私どもが実施しているこの会議、IAEAとの定期協議の会議の場でございました。これは、IAEAの査察等への協力の良好事例ということで挙げさせていただいております。

次のページ、4ページ目ですね。

ここからは、要改善事例になるんですけれども、良好事例が一つしかなくて恐縮なんですけれども、ここから四つが、要改善事例になります。

まずは一つ目です。

こちらは、ある事業所のPIVにおいて、核物質の申告値に誤りがあることが判明しました。この事業者は、かつてドラム缶の中身までは確認をしないまま、1ドラム缶を1アイテムとして申告していましたが、数年前から、IAEAからの指摘を受けて、ドラム缶の中に複数入っているそれぞれのアイテムごとに、申告をするという方針変更をしておりました。

そして、そのドラム缶には、過去からの封印はつけられていませんでした。

そのように方針を変更したにもかかわらず、実在庫確認（PIT）の際に、ドラム缶を開けて中のアイテムを直接確認することがなく、方針変更前に作成していた、過去に作成していたアイテムの記録が正しいというふうに思い込んで、そのまま申告値として使ってしまったということでございます。

このため、事業者は、自ら行うPITの際に、申告値の誤りに気づくことができずに、その後にIAEAとJSGOが実施したPIVの際にドラム缶を開けて、それで、中に入っているアイテムを検認したことで、申告値の誤りが判明してしまいました。ということで、事業者は過去の記録を過信せずに、正しいPITを行うことが必要となります。特に、管理方針の変更がある場合など、こちらのほうは、要注意ということになります。これがこの事例を通じて得られた教訓となります。

次に、二つ目でございます。

こちらは、ある事業者は、保管廃棄再生、これは在庫変動報告ではFWということで報告をしますけれども、このFWされた廃棄物に含まれる核物質の在庫がPITのときに残っていたんですけれども、事業者としては、いずれその廃棄物は保管廃棄（TW）するので、そのタイミングで在庫申告すればいいというふうに考えていらっしゃって、PIVのときに在庫が存在しているにもかかわらず、申告をしていなかったため、たびたびIAEAやJSGOから核物質の未申告を指摘されていました。

これを踏まえ、IAEAやJSGOが、この事業者とたび重なる協議を行った結果、PIV時に申告が必要なFWされた在庫、こちらのほうをPITのときに残さない。つまり、PITまでに全てTWをするということを事業者として約束をいたしまして、それで廃棄物を実際に管理している現場側の責任者にもその旨を伝えていました。

しかし、現場側の廃棄物管理責任者が途中で交代になってしまったこととか、あとは計量管理責任者が別業務で多忙であったため、PITのときに現場の状況を適切にフォローアップできなかったということが重なりまして、結果的に現場で適切にTWが行われずに、再びPIVのときに未申告の指摘を受けることになったということがございました。

ということで、教訓としてはここに書いた二つとなります。一つ目は、PIVのときに、保管廃棄再生された在庫が残っている場合は核物質量の申告が必要となります。

また、二つ目としては、計量管理責任者と現場側の適切な連携、これは、いわゆる3S連携を含むんですけれども、それらが必要となりますということでございます。

次に、三つ目、6ページ目ですね。三つ目となります。

ある施設の一室に設置されているグローブボックスの上部で放射性物質による汚染事象が発生しました。

その汚染は、安全上の法令報告には該当せずに、仮に保障措置の短期通告査察が実施された場合であっても、防護マスクを着用すれば入室が可能だったため、査察の実施には支障がある状況ではなく、JSGOへの連絡は不要だろうというふうに判断をされていました。

しかし、事象によっては、JSGOからIAEAに速やかに連絡をして、保障措置活動をどうするかということなどに関する協議が必要な場合がありますので、仮に安全上の報告事象には該当しなくても、速やかに、JSGOに連絡をお願いしたい場合がございます。例えば、この①から③の場合でございます。

まず、①としては、保障措置活動でJSGO、NMCC、IAEAが入域をする際に、防護マスクや防護服の着用など普段とは違う条件が発生した場合、こういう場合を含めまして、保障措置上「通常とは異なる状況」が発生した場合というのが一つ目でございます。

②、二つ目としては、仮にその事象の発生時は、保障措置活動に影響がなさそうであっても、その後、事象の進展により保障措置上「通常とは異なる状況」に発展する可能性がある場合。それが二つ目でございます。

三つ目は、保障措置活動に影響がなさそうな事象でも、例えばメディアで報道されそうな場合、というものでございます。

という三つの例示を挙げているんですけれども、でも、ケース・バイ・ケースのところもありますので、これはどうなんだろうというふうに迷う場合もあると思います。そういう場合は、これらに限らず、お気軽に前広に私どもJSGOの施設担当に御相談をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

7ページ目、要改善事例の最後の四つ目になります。未申告の核物質及び原子力活動が存在しないことを確認するため、ある製品の製造工場に24時間前CA、補完的アクセスですね。こちらが入りました。この際に、この事業者は、工場内の全ての核物質にはアクセスをできるということから、管理アクセスは存在しないというふうにお考えになって、それでそれによって特に管理アクセスを設定されていなかったんですけれども、実際には、工場内で核物質を扱わないほうの一部の場所で、製品の製造中は製造環境、これは財産的価値を有する情報というふうに該当するんですけれども、そういう情報の保護のために、環境サンプルができないとか、管理アクセスを設定する必要がありました。ということで、

このため事業者は管理アクセスについて正しく理解をしていただいて、基本的に原則として遅くともCAの前日までに過不足なく申告をしていただくということが必要になります。

ちなみに、この基本的原則前日というのは、24時間前CAに限ったことなんですけれども、2時間前CAの場合は、先ほどの石井主席からの説明でも触れられていましたけれども、詳しくは私の次の佐藤査察官からのプレゼンの際にも説明があります。

8ページ目でございますね。

今まで紹介した各種事例を踏まえまして、事業者に求められている対応について御説明したいと思います。

まず、IAEAの国レベル保障措置アプローチが、数年前から日本に適用開始されておりますけれども、それに伴って、IAEAの保障措置上の評価が厳しくなっており、事業者の計量管理や査察対応の改善を求められるケースが増えてございます。これに関して、計量管理や査察対応における問題の解決には、日本側の特に事業者ですね。現場を預かる事業者のほうが適切に対応をしていただかないと、解決をすることができないというものでございます。

このため、事業者の皆様におかれましては、ここで書いた二つの対応を行っていただきたいというふうに考えております。一つ目は、事業者は自らの計量管理や査察対応を自主的に改善するための絶え間ない努力を続け、IAEAやJSGOからの指摘を未然に防止をしていただく必要がございます。加えてIAEAやJSGOからの改善指導や指摘を受けた場合には、積極的かつ真摯に対応していただいて、問題解決に迅速に協力をしていただく必要があります。ということで未然に防止ということと迅速に協力ですね。この2点についてぜひお願いしたいというふうに考えております。

9ページ目でございますね。

このスライドは、今回の要改善事例や前のページで申し上げた必要な対応を踏まえて、少しブレークダウンしたものでございます。

まずは、事業者内での保障措置の重要性の教育や意識向上、あと日々の対応の自主的改善、こちらのほうが必要となります。ほかにも事業所内での情報共有やJSGOやIAEAの積極的な報連相・迅速な協力、あと過去の記録を過信しない正しいPIT、さらには3Sの連携なども必要となります。そのための具体的な対策例としては、例えば、保障措置上の要求事項の明確化、特にほかのS、つまり安全や核セキュリティの関係者への教育や情報共有も挙げられます。

さらに、SGCAP（保障措置是正処置プログラム）の導入などを通じた自主的改善。PIT実施計画書への適切なPIT手順の記載、保安規定や計量管理規定などの各種規程類において3S連携を明文化して、それをしっかりと守っていただくということなどが挙げられます。

次、10ページ目をお願いします。

10ページ目としては、このような状況を踏まえ、私どもJSGOで、事業者の皆さんの計量管理や査察対応を改善するために、ここに記載した活動に取り組んでいます。一つ目としては、日頃から事業者やIAEAと積極的にコミュニケーションを行い、情報共有や相談、あとは保障措置上の問題が発生した際の迅速なフォローアップ、問題解決を行っています。

二つ目として、不適切な事象が発生した場合、立入検査などを通じて事業者の再発防止策などをしっかり確認をしています。

三つ目としては、IAEAが選択したPIVなどの保障措置検査について、施設外の場所であるLOF、そのほかは軽水炉とか、研究炉や臨界実験装置、あとはウラン加工施設などに関しては、NMCCだけではなく、できるだけJSGO査察官も我々も自ら実施するようにして、現場の経験を積むようにしています。

そして、四つ目として、核物質の保有量が比較的少なめの施設外の場所（LOF）について、IAEA査察官の立会なしで、JSGO査察官が単独で保障措置検査を実施し、計量管理記録の整備状況の確認、適切な在庫管理がされているのか、申告リストが適切であるのか、核燃料物質のアイテムの容器に適切なIDが表示されているか、また、非破壊測定装置を用いて申告されている核燃料物質が正しいかを検認をします。これは、LOFにおける計量管理を改善し、IAEAの査察に備えるために行っております。

11ページ目からは、ここからはJSGOが単独で行う保障措置検査について説明をしたいと思います。

12ページをお願いします。

近年、IAEAは、比較的少ない量の核物質を保有するLOFにおいて、IAEAと同時に行う保障措置検査とは別に、我が国が単独で行う保障措置検査の実施を推奨してきております。

このため、私どもJSGOとしては、国内保障措置制度を適切に維持することを目的として、令和2年度からLOFを対象とする我が国単独の保障措置検査を開始しております。IAEAの査察と同時に実施する同時保障措置検査に対し、この我が国が単独で実施する保障措置検査を単独保障措置検査ということで定義しております。

13ページをお願いします。

この単独保障措置検査は、令和7年には13回実施をしております、それとは別にIAEAとの同時保障措置検査、こちらは10回実施をしました。今年の令和8年は、単独保障措置検査を現在のところ年14回計画をしております、順次実施をしていっているところでございます。

14ページですね。

14ページなんですけれども、単独保障措置検査は、ここに書いております手順で実施します。まず、前年末までに翌年の単独保障措置検査の計画をJSGOにて策定をいたします。その検査の計画に基づき、対象LOFと実施日等を調整し、検査の実施通知を送付いたします。

次に、必要な書類の整備、核燃料物質の管理状況の確認等、検査の実施に向けた準備を行います。実際の検査当日は、事務所または工場もしくは事業所に立入りをさせていただきまして、帳簿検査、員数検査、非破壊検査を行います。詳しくは、次のページ以降で説明をいたします。

15ページ目でございますけれども、まずは立入りですね。事務所または工場もしくは事業所への立入りの際は、管理区域にも立ち入ります。留意事項としては、検査実施の通知を受けたときは、立入りに先立ちJSGOの査察官の氏名及び身分証の事前登録をすることと、あと、アクセス制限がある場合には、必ず事前にJSGOの担当者に連絡をしていただくことが必要となります。

16ページ目ですね。

こちらは、帳簿検査なんですけれども、帳簿検査では、事業者が計量管理に使用している記録類の確認を行います。

まず、初めにソースデータと言いますけれども、核燃料物質の实在庫情報や移動情報の元となる記録類のことですね。これは、事業者の受入伝票や払出伝票などで必ずしも1枚のフォーマットに全ての情報が記録されていなくても構いません。ソースデータに関しては、事業者の計量管理規定に基づいて必要な情報を整備をしていただくことになっていきます。

これらのソースデータの記載内容を確認して、記録されている情報が正しいこと及び必要な情報が記録されているかということを確認します。

次に、General Ledgerでございます。これは、GLと呼んでいますけれども、これは在庫変動の情報を記録している台帳のことですね。また、このサマリーとなるGL Summaryと言

いますけれども、毎年の棚卸から次の年の棚卸の期間で、このGL、台帳ですね。この台帳に記載された情報を在庫変動の種類ごとに集計した表をそれをGL Summaryと呼んでおります。検査の際はソースデータからこのGLへ正しく転記されているかということを確認します。また、GL Summary が正しく集計されているかということを確認します。

次に、List of Inventory Itemsなんですけれども、こちらは、LIIというふうに呼んでおります。核燃料物質のアイテム毎、つまり要求毎なんですけれども、に実在庫情報が記載されている資料というふうになります。というリストになりますね。こちらは検査の前日時点での実在庫の申告情報になります。このLIIとソースデータの照合を行い、転記ミスがないかなどを確認しています。

このGL、LIIは原子力規制委員会のホームページにフォーマットを掲載していますので、御活用いただければと思います。

また、事業者が法令に基づいて、計量報告を行っているICR、PIL、MBRの記載内容が正しいか。GLやLIIからの転記ミスがないかなどの確認も行います。

ということで、検査ではこれらの作業を行いますので、記録類の整備は常日頃から行っておいていただく必要がございます。

17ページですね。

17ページ目、これは員数検査になります。核燃料物質が保管されている管理区域などに入域をしまして、先ほど説明したLII、実在庫のリストをもとに、核燃料物質のアイテムの数を勘定いたします。

また、LIIに記載されているIDが、核燃料物質の容器表面に貼られているラベルのIDと同じであることを確認します。ラベルが貼れない状況であれば、ビニール袋や段ボール箱などに手書きでのIDを記載していただいても構いません。我々査察官が当日にリストと現物の照合、員数勘定できる状況を準備をしていただくという必要がございます。

18ページ目ですね。

18ページ目、これは非破壊検査になります。非破壊検査では、放射線測定器を用いてLIIで申告された核燃料物質であることを確認をいたします。検査当日はこの写真のように、周りにほかの核燃料物質がないところで放射線測定を行います。この際に我々JSGOの査察官のほうは、核燃料物質を持ち運んだりすることはできませんので、査察官の指示に従って、事業者のほうで核燃料物質のアイテムを移動していただく必要がございます。

この測定器のほうは、JSGOの査察官が持参をして操作を行います。

次のページ、19ページをお願いします。

こちらは、単独保障措置検査における良好事例となります。まず、既にJSGOへ提出された在庫変動報告（ICR）や実在庫明細票（PIL）、物質収支報告（MBR）とGL、LII及びそれらのサマリーがきちんと整合をしていました。

また、在庫変動の台帳GLとの照合が実施しやすいように、計量管理規定に基づくソースデータが適切に整備をされていました。さらに、LIIとの照合が実施しやすいようにアイテム、例えば容器なんですけれども、そういう各アイテムにIDのラベルが明示をされていました。加えて、員数検査や非破壊検査が実施しやすいように、アイテムごとの実在庫リスト（LII）における順番と対応するようにアイテムを並べたり、アイテムのIDが見やすい位置になるよう工夫したりするなど、過去の検査時には半日ぐらいかかっていたところを2時間で終わられるように事業者が事前準備を行ってくださっていました。

20ページ目ですね。ここからは、要改善事例になります。

まず、要改善事例の一つ目としては、ソースデータやGL、LIIがそもそも作成をされていなかったというケースがありました。これに関して、ICR、PIL、MBRを出していただく際には、計量管理規定に基づいて、ソースデータ並びに在庫変動記録（GL）、あとは実在庫量の記録（LII）及びそれらのサマリーをセットで作成していただいて、最低10年間、事業所に保管をしていただくということが、法令で定められておりますので、適切に御対応いただければというふうに考えております。

次に、LIIに記載されているアイテムのIDと容器表面に貼られているラベルのIDが異なっているまたはラベルなどが貼りつけられていないということがございました。このようなケースの改善方策としては、複数アイテムのまとまりであるバッチは、アイテムごと、例えば容器ごとにIDをつけることで識別をしやすくしていただくという必要がございます。このようなときは、バッチの番号に例えば枝番をつけて、アイテムIDとしていただくというような対応でも構いません。

21ページ目ですね。

これも要改善事例なんですけれども、まず、ある事業所において、廃棄物に含まれている核物質質量ですね。これが、過去に保管廃棄（TW）されていないにもかかわらず、核物質質量の申告が行われていないと。つまり未申告というふうになっていたという事例がございました。JSGOは、この理由を事業者のほうに確認をしたところ、安全規制上は、保管廃棄物となっているため、保障措置上も核物質質量の申告を行わなくていいだろうと。つまり計

量管理の対象ではないだろうというふうに誤って事業者が判断をされていたという事例がありました。これに関しては、安全規制上、保管廃棄物だからといって、直ちに保障措置上も計量管理の対象外となるわけではありませんで、保障措置上は、計量管理規定に従って適切にTWの在庫変動報告をしない限り、保障措置検査時の核物質量の申告対象であるということに、よく御留意をいただければというふうに考えております。

22ページ目ですね。

最後に、このプレゼンのまとめでございます。

23ページ目です。

まとめとしては、この3点になります。1点目は、事業者の皆様におかれましては、日頃から適切な保障措置対応を心がけていただければというふうに考えております。例えば、JSGOやIAEAへの積極的な報連相や、あと改善指導や指摘には真摯に御対応いただきかつ迅速に御協力をいただくということが必要でございます。

また、実在庫確認やソースデータの整備など、こちらを適切に行っていただく必要があります。そして、廃棄物に含まれる核物質への保障措置活動も適切に行っていただくとともに、管理アクセスについても正しく御理解をいただいて、適時に過不足なく申告を行っていただく必要があります。

2点目は、絶え間ない自主的な改善努力を行っていただく必要があります。例えば保障措置の重要性の教育や意識向上、SGCAPなどを通じた対応の自主的改善が必要でございます。

また、JSGOやIAEAからの指摘を受け身ではなく、未然に防止をしていくこと。3S連携もしっかりと行っていただくこと。これらのことが必要となります。

最後に、3点目として、保障措置の拡大結論によって、日本は原子力活動を行うことができますので、決して各事業者だけの問題として考えるのではなく、日本全体、オールジャパンという意識を持って、常に努力して、拡大結論を維持していくということが必要となります。

これら3点を改めて認識をしていただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○山田（司会） それでは、質疑応答の時間といたします。

まずは、会場で御参加の方から御質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

それでは、次に、オンラインで参加されている方からいかがでしょうか。ある方は挙手

ボタンをお願いいたします。

では、質問がないようですので、それでは、次の議題に進みたいと思います。

それでは、次の議題ですが、よくあるお問合せにつきまして、査察官の佐藤から御説明いたします。

○佐藤査察官 私、保障措置部門の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本議題、よくあるお問合せについて始めさせていただきます。

次、お願いします。

こちらがこの議題の目次となります。

次、お願いします。

本議題の目的ですが、事業者の皆様におかれましては、計量管理規定の変更認可申請やDIQ改定については、制度上のルールを把握していても、実際の手続のタイミングや考え方で迷われる場合もあるかと思います。そこで、皆様からこれまで寄せられたことのある幾つかの御質問の事例を紹介することによって、これらの手続に関する理解を深め、事業者側、規制側双方にとって円滑な手続の実施につなげることを目的としています。

また、補完的なアクセス（CA）時に管理されたアクセス（Managed Access）をIAEAに提示する際の注意点につきましても、先ほど行われました説明、議題1、2でも一部触れられましたが、改めて説明したいと思います。

なお、本資料での説明はあくまで通常の一般的な考え方を整理したものです。個別の施設や状況によって判断が異なる場合もあるかと思うので、様々なケースにおいて御判断に迷われた場合は、これまでどおり、当保障措置部門の各施設担当者に事前に御相談いただければと思います。

次、お願いします。

それでは、最初に、計量管理規定の変更認可申請の際によくある質問について御紹介いたします。

まず、令和6年に改正された国規則やその経過措置に関する質問についてです。

一つ目の質問、経過措置というのは提出様式だけでなく、国規則全体が旧ルールのまま適用されるという意味でしょうか。ということについてですが、これに対しての回答は、いいえとなります。経過措置は、提出様式に関する取扱いに限って設けられているもので、国規則の改正後は原則として改正後の規定が直ちに適用されます。

一方で、附則で定められた一定期間に限り、報告や届出に使用する様式についてのみ、

旧様式の使用が認められているという整理になります。

次に、二つ目の質問、経過措置が今年の9月末で終わるということですが、それまでに計量管理規定を新しい国規則に合わせて変更しないと問題になりますか。ということについてですが、こちらについては、今年9月末までに必ず変更しなければならないという法的義務はないという回答になります。しかしながら、規定本文が旧国規則の条文番号や旧様式名称のままですと実務上分かりにくく、確認作業の負担が増えることが想定されます。そのため、できるだけ早めに新しい国規則を反映した規定へ変更することを推奨しております。

なお、この国規則の改正に伴う対応については、本日の議題6において詳しくお伝えする予定です。

次、お願いします。

次に、組織改正や人事異動に関する質問について御紹介いたします。

組織名や役職名の変更のみの場合、その変更後に計量管理規定の変更認可申請を行ってもよいかという質問については、原則としては、いいえという回答になります。計量管理規定に明記されている組織名が変更される場合は、基本的に変更前に申請を行っていたら、認可を受ける必要があります。万が一、申請漏れが判明した場合は、速やかに規制庁に御相談いただき、申請をお願いいたします。

また、このように申請が遅れた場合には、申請時に遅延理由書の添付をお願いしております。

次に、国規則改正への対応を行う前に、組織改正に伴う変更のみを先に計量管理規定の変更認可として受けることは可能か。という質問ですが、こちらに対しては可能という回答になります。しかしながら、規定本文が旧国規則のままとなるため、先ほど御説明したとおり、実務上の分かりにくさ等が発生することとなります。そのため、可能であれば、組織改正のタイミングで新しい国規則への対応も合わせて行うことを推奨いたします。

次に、社長など法人代表者が変更になった場合、計量管理規定の変更認可申請を行う必要はあるかどうかという御質問についてですが、こちらについては、一般に計量管理規定の本文には代表者名は記載されていないため、代表者交代のみを理由として、変更認可申請を行う必要はありません。という回答になります。

次のスライドをお願いします。

次に、申請手続関係の質問を御紹介いたします。

ホームページ掲載用のマスキング済み資料は必要かという御質問ですが、これは、はいという回答になります。計量管理規定の変更認可申請に当たっては、ホームページ公開用の申請書、新旧対照表などの資料を事業者において御用意いただく必要があります。

なお、注意点としまして、これらの資料を公開後にマスキング不足により、非公開情報が掲載されてしまったなどということが発生した場合は、規制庁では責任を負うことができませんので、これらの資料を準備していただく際には、御提出前に十分な確認をしていただくようお願いいたします。

次に、国立研究開発法人は、国と同じ扱いになるため、計量管理規定は「認可」ではなく「承認」になるという理解でよいのか。という質問ですが、これについては、国立研究開発法人の場合、原則として認可となるという回答になります。法令上、法人を国とみなす旨の明確な規定がある場合のみ承認となり、例えば国立大学法人は、これに該当するため、承認となります。

一方、国立研究開発法人については、一般にそのような根拠規定がないため、認可としての取扱いとなります。

次、お願いします。

次に、DIQ改定に関するお問合せを紹介いたします。DIQの内容を変更する際には、その変更がIAEAの補助取極に定められているどのCodeに基づく変更に該当するのか等について判断に迷われることが多いのではないかと思います。ここではそうしたCodeに関するお問合せを幾つか紹介させていただきます。

最初の質問は、核燃料物質の在庫量自体は増えていないが、貯蔵スペースを増設した場合、DIQの変更は、Code3.1.8に基づく対応でよいのか。というものです。これについては、まず、核燃料物質の貯蔵スペースが増設された場合、その変更は、核燃料物質の取扱い可能量や取扱い形態に影響を及ぼし得る変更であり、重大な変更にと考えられます。そのため、貯蔵スペースの増設によって、結果として核燃料物質の取扱い量を増やすことが可能となる場合には、DIQの変更は、Code3.1.6に基づいて行う必要があると考えられます。

参考として、重大な変更にと該当する具体的な例としては、ここに記載しているとおり、核燃料物質の貯蔵場所の新設や変更、使用するまたは取り扱う場所の変更、使用量や貯蔵量、いわゆる制限量的変更といったものが挙げられます。これらはいずれも補助取極や計量管理規定等において重大な変更として整理されている事項に該当します。したがって

て、貯蔵スペースの増設を伴う変更については、実際の在庫量が増えているかどうかにかかわらず、原則としてCode3. 1. 6に基づく対応が必要となります。

次、お願いします。

次の質問は、事業等に係る変更許可申請を提出後に、補正申請を求められた場合、Code3. 1. 6に規定されている提出後速やかには、初回の変更許可申請の提出後を起点とするとの理解でよいのか。というものです。これについては、Code3. 1. 6に規定されている提出後速やかには、事業等に係る変更許可申請を政府に初回提出した後を起点とするという趣旨であり、そのため、変更内容について補正を求められた場合であっても、原則としては、初回の変更認可申請を提出した後、速やかに設計情報の提供を行うことが求められます。

一方で、補正申請の内容が設計情報に実質的な変更を伴う場合には、その変更内容や提出のタイミングなどを踏まえて、個別に対応を検討する必要があります。つまり、補正の有無にかかわらず、初回提出後を起点に、速やかに情報提供するという考え方が原則であり、補正において実質的な設計変更を伴う場合には、その内容に応じて柔軟に対応を検討するという整理になります。

次、お願いします。

次の質問は、設備を増設する変更認可申請に伴い、Code3. 1. 6に基づいてDIQを改訂、提出した。その後、設備増設のスケジュールに変更が生じた場合、スケジュール変更を反映したDIQを改めて提出する必要があるのか。というものです。

これについては、Code3. 1. 6に基づいて提出するDIQは、重大な変更計画の内容を事前に提供するためのものであり、当該変更が完了するまでの間は、記載内容は、「計画段階の情報」として位置づけられることから、設備増設の内容そのものに変更はなく、実施スケジュールのみが変更された場合には、原則としてスケジュール変更のみを理由に、DIQを直ちに改訂する必要はないという回答になります。

一方で、スケジュール変更に伴って、設備の仕様や設置場所、あるいは核燃料物質の取扱量や取扱方法など、DIQに記載した設計内容に影響が生じる場合には、その変更内容を反映したDIQをCode3. 1. 6に基づき、適切な時期に改訂、提出する必要があります。

また、設備増設が完了した後は、Code3. 1. 7に基づき、完成した設計情報を反映したDIQを速やかに提出する必要があります。

したがって、スケジュール変更そのものが直ちにDIQの再提出を要するわけではありま

せんが、設計情報への影響の有無を確認した上で、必要に応じた対応を行うことが重要となります。

次、お願いします。

次の質問は、施設が廃止措置段階に移行したことを踏まえて、当該段階に係るDIQを作成、提出した。その後、廃止措置の進捗や施設状況の変化に応じて、DIQはどのようなタイミングで改訂すればよいかというものです。

これについては、廃止措置段階に係るDIQの改訂は、廃止措置の進捗に伴い、設計情報に変更が生じたタイミングに応じて判断することが基本となります。具体的には、廃止措置の進捗により、補助取極やFAにおいて、重要な設備、いわゆるEssential Equipmentとして整理されている設備について、その変更や撤去が完了した場合には、当該変更内容を反映し、Code3.1.7に基づいてDIQを改訂します。

一方で、これ以外の変更で重要な設備には該当しない設備の変更や記載内容の整理などについては、Code3.1.8に基づき、変更完了後、最初の在庫変動報告と同時にDIQを改訂します。

このように、廃止措置段階においては、廃止措置の進捗に応じて、DIQを段階的に改訂していくことになります。ただし、施設の特性や廃止措置の進捗状況を踏まえ、DIQの改訂手続について、IAEAと個別に合意している例外的な取扱いがある場合もあります。例えば、設備の撤去が継続的に進捗する施設においては、その進捗状況を踏まえ、年に1回（PIVの概ね2か月前を目途）に変更内容を集約し、DIQを改訂するといった取扱いについてIAEAと合意している例もあります。

このように、DIQの改訂については、変更内容やその重要性に応じて判断することを原則としつつ、必要に応じて、IAEAと協議の上、施設の実情に即した改訂手続を整理していくことが適切となります。

以上、DIQ改訂に関する幾つかの問合せに対する基本的な考え方を紹介させていただきましたが、今後様々なケースにおいて、判断に迷うこともあるかと思いますので、その場合には、早めに保障措置部門の各担当に御相談いただければと思います。

次、お願いします。

次に、管理されたアクセスに関する注意事項について御説明いたします。

補完的なアクセス（CA）については、本日参加されている皆様におかれましては、既に御承知の方がほとんどかと思いますが、省略させていただきます。

それでは、このCAを受け入れる際に重要になる管理されたアクセス（Managed Access）についてですが、これはCAの際に、核不拡散上機微な情報の保護や、安全、あるいは防護上の要求を満たすために、事業者側が一定の措置を講じた上で、IAEAのアクセスを受け入れることが認められているという仕組みです。具体的には、財産的価値を有する情報、あるいは商業上機微な情報などを適切に保護する観点から、視覚的な遮蔽、立入範囲の限定などを行うことが可能です。ただし、ここで重要な点として、管理されたアクセスは、IAEAの活動を制限するためのものではないということがあります。すなわち、管理されたアクセスは認められていますが、IAEAがCAによって達成しようとしている目的を損なったり、必要な確認活動を妨げたりしてはならない。というのが大原則です。

一方で、施設の安全が最優先であることは言うまでもありませんので、この点も十分に考慮した上で御対応いただければと思います。

次のスライドをお願いします。

こちらは、参考として追加議定書の第7条を示しています。

こちらは、日本政府が要請する場合には、管理されたアクセスは可能ですが、IAEAが必要な活動を行うことを妨げてはならないということが明確に規定されています。

次、お願いします。

それでは、次に、管理されたアクセスをどのタイミングでどのように提供するかについてですが、まず、24時間前通告の場合、CA当日に、例えばサイト内建物において、工事などを理由に、そのままではアクセスができない場合や点検のために吸排気設備が停止しているなど、通常の状態とは異なる場合といった状況が想定されることがあるかと思います。こうした場合でも、事業者の管理の下で、全面マスクやタイベックスーツを着用すれば入域が可能かどうかなど、代替的な入域方法の有無を含めて情報を整理していただくことが重要となります。

そして、そのような情報については、原則として、前日のうちに、JSGOに情報提供をお願いしております。あらかじめこのような情報が整理されていることで、IAEA側とも円滑な調整が可能となります。

なお、先ほど石井首席査察官からも説明があったとおり、最近のIAEAとの協議の結果として、CA当日に建物通告を受領した後であっても、管理されたアクセスに関する情報提供を行うことが可能であるといったような協議がされています。

次に、2時間前通告のCAの場合ですが、この場合は2時間前通告として、建物通告を受領

した後、速やかに管理されたアクセスが必要となる建物や区域があるかどうかについて確認を行ってください。そして、管理されたアクセスが必要であることが判明した場合には、できるだけ早く現場でIAEAの査察官及びJSGOの査察官に伝えていただくようお願いいたします。この際、必ず文書でなくても、口頭での説明で構いません。重要なのは早い段階で、情報を提供いただくことです。

なお、いずれの場合においても、共通して注意していただきたい点があります。それは、管理されたアクセスが結果としてアクセス拒否、つまりアクセス不可にならないようにすることです。管理されたアクセスは先ほども申しましたとおり、あくまで情報の保護や安全確保のための手段であり、IAEAによるCAの実施そのものを妨げるものではありません。そのため、可能な限り入域できるようにするため、代替手段や対応方法を、事業者側から積極的に提示していただくことが重要です。

まとめになりますが、管理されたアクセスについては、事前の情報整理と必要となった場合の速やかな提示が、IAEAによる円滑なCA実施の鍵となります。引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、私からの説明を終了します。

御清聴ありがとうございました。

○山田（司会） それでは、質疑応答の時間といたします。

まずは、会場で御参加の方からの御質問を受けますがいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○石田氏（関西電力） 関西電力の石田でございます。御説明ありがとうございました。

最近CA時の管理アクセスについていろいろお問合せがあるので、確認なんですけど、例えば軽水炉ですと、原子炉は運転中高線量区域で、基本的に立入りできませんと。そういうのはIAEAは御存じだと思うんですけど、そのような、どちらかというと当たり前、日本では当たり前のことに対して、事前にアクセス拒否というのをすべきなのか、それとも事前に合意しておいたほうが私はいいと思うんですけども、その辺の感触が分かれば教えていただきたいなと思うんですけど。

よろしくお願いします。

○石井首席査察官 質問ありがとうございました。首席査察官の石井です。

今、石田さんがお話されたとおり、基本的にはIAEA側も安全は最優先ということは理解していると思うので、当然、運転中に入れない部分に強引に入れろということはないと思

いますけれども、事業者のほうで、そういうものを出せる状況であれば、当然の情報ではあると思うんですけれども、追加して書いていただくほうがIAEAとしても扱いやすいのかなとは思っています。

一方で、今後どうするかについては、機会があればIAEAの意見も聞いてみたいとは思っていますので、また情報が得られたら共有させていただくとともに相談させていただければというふうに思います。

○石田氏（関西電力） 関西電力、石田です。

承知しました。ありがとうございました。

○山田（司会） ほかに会場から御質問はいかがでしょうか。

次に、オンラインで御参加されている方から御質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手ボタンをお願いいたします。

ないようですので、次の議題に移ります。

それでは、次の議題、六ヶ所再処理施設及び大型MOX燃料加工施設のしゅん工を踏まえた日本原燃の保障措置体制強化の取組につきまして、日本原燃株式会社安全品質本部副本部長、中村仁宣様から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○中村氏（日本原燃） 山田様、御紹介ありがとうございました。

それでは、RRP及びJ-MOXのしゅん工を踏まえた日本原燃のSG体制の強化の取組ということで御説明をしたいと思います。

まず、最初にスライドのほうをお願いします。2ページ目になります。

ありがとうございます。

当社は、原子燃料サイクルの確立を使命として、ウラン濃縮、再処理、廃棄物管理、及びMOXの製造事業ということで、非常にサイクルの中核の仕事をしております。これは、保障措置上非常に重要なものであります。

また、事業の推進に当たり、3S（原子力安全・核セキュリティ・保障措置）ですけれども、こちらの重要性を認識し、それぞれの要求事項、3Sの連携も含め確実に実施、不適切事象の発生ゼロを達成する必要があると認識しております。

私ども全消灯事象を起こしまして、そういった意味の反省で、いろんな改善を行ってきております。こういった不適切事象に関しては、社会の信頼喪失であったり、長期間の事業停止など、サイクル事業への深刻な影響を与える可能性があるとと思っています。

ということで、保障措置の業務改善に取り組んでおりますということになります。核セ

セキュリティーについても並行して実施しています。

基本的には、今日御説明する内容は、かなり細かい内容の改善をしておりますが、基本的には保安に近い形に近づけて、内部統制をしっかりとやって、トラブル事例を防ぐといったものであります。

次、3ページ目になります。

概要ですが、主に3点、全社機能の移管・強化、内部統制機能の改善、それから業務プロセスの改善、この3点について改善を行っております。

まず、全社機能の移管と強化ですけれども、経営方針に、核セキュリティーと保障措置を含め、社長方針を新規に制定しております。

また、全社機能を再処理から安全・品質本部に移管をしています。

それから、本部として全社の統括機能とあるべき姿の実現を明記しております。

内部機能の改善に関しましては、社長をトップとする全社体制を確立するとともに、計量管理組織を変更し、法令上の責任者であります計量管理責任者の役割と責任を明確化しています。

また、こういったプロセスを審議する会議体を新設して、しっかりやる仕組みを作ってきたということになります。

また、業務プロセスの改善に関しては、保障措置に関する重要性、要求事項、今日も幾つか話がありましたけど、こういった内容の活動の実施であるとか、リスク評価の仕組みの確立、全社でのPDCA、品証活動の実施を行っています。細かい内容はこの後説明してまいります。

ここで一つお詫びがございまして、ページが逆転をしております、2、3、1の順になっております。すみませんが、6ページのほうを最初に見ていただきたいと思います。

スライドについては、後日、順番の訂正をお願いしたいと思っております。

まず、最初に社長方針の設定です。計量管理及び保障措置に関する活動方針というものを新たに決めました。これは保安（原子力安全）で言います品質方針と並ぶものでございます。主に4点、法令遵守、法令ルールを遵守するというもの、あるいはその計量管理の基本であります測定、記録、報告を適正に実施する。あるいはIAEAが実施する保障措置の目的と活動を理解し、保障措置活動の円滑な実施に協力する。4番は、教育の実施になります。こういったことを柱として、年度計画を定め、活動を展開しております。

次に、すみません。二つ戻っていただきまして、4ページ目になりますけれども、(2)と

して、安全・品質本部、核物質管理部の新設ということで、全社機能を昨年の7月1日に設定しました。以下の四つの柱を実施することで、内部統制機能を強化し、ゼロトラブルにつなげていくといったものであります。

まず、安全・品質本部の設置目的として、監視、指導、助言というこの三つのキーワードがあります。ここをしっかりとやっていくということ。

それから、保障措置の認識を向上させるための活動の推進、これは重要性の認識の向上になります。

それから、全社方針の策定、さらには全社事項の調整・水平・展開及び社外対応ということで、水平展開というものは全社機能の基本的なところでありますけども、こういったことで安全品質本部というもののの中に核物質管理部というものを設けさせていただいております。

次の5ページ目ですが、安全・品質本部の役割ということで、それぞれ説明させていただいた項目に従って、具体例を書かせてもらっております。当然、規定に基づく活動はありますが、三つ目のボツですがパフォーマンス指標の評価ということで、これは、それぞれの活動を監視する指標を定めて、例えば封印棄損の回数を評価するであるとか、こういったもの、封印棄損はあってはいけなしのですけども、こういったものを定めて、どこにその弱みがあるとか、そういったところを把握して、改善につなげるといったものであります。そのほか、全社社長の諮問機関であります核物質管理の運営も行っております。

それから、重要性認識の向上であれば、重要性認識のアンケートを含むeラーニングがありまして、保障措置の重要性の理解度などを数値化して、改善につなげるための活動を実施しております。

それから、全社方針の策定については、今、御説明したとおりですが、全社の共通要領の制定というものも取り組んでいっているところでございます。

そのほか全社事項の調整、水平展開、社外対応ですが、規制庁さんであるとか、電事連さん、それから外部対応の窓口であったり、水平展開、こういったものもしっかりやりますが、全体の人材確保とか、育成の取組何かの司令塔としても期待されているところでございます。

続いて、7ページ目になります。

一つ飛ばしていただきまして、内部機能の改善ですが、活動組織の見直しと責任の明確化ということで、これは計量管理組織になります。改善を図っております。例えば社長の

下に核物質管理会議というものを作りまして、社長の諮問機関として機能させています。このメンバーとしては、各事業部長であったり、計量管理責任者、こういった者が司っておりまして、外に出す申請資料の審議であったり、重要事項の審議であったり、そういったことをやっております。同様な機能を各事業部の下にも持たせておりまして、事業部長の諮問機関として機能させています。

それから、Bというところに計量管理責任者を配置しました。計量管理責任者は、確認の管理者のラインとはちょっと別なラインに従前位置しているのですが、これをライン上に持ってきてまして、現場の活動については、全て計量管理責任者が担うという形で改善のほうを図っております。

こういった組織の見直しなども実施してまいっております。

次に、8ページになりますが、こちらは内部統制の機能のイメージです。

既に御説明をさせていただいたとおり、核物質管理会議や、核物質管理委員会の役割というのは社長、事業部長の諮問機関であります。きちんと審議をしたものを出していくというようなことを柱としておりますが、ヒエラルキーということで、その各事業部に対して、どういうふうに本部がガバナンスを効かせていくかということに関しては、核物質管理会議のメンバーが事業部長になっておりますので、ここでの決定事項を用いて、しっかりと社全体に行き渡らせるといったところは機能させているところでございます。

次に、9ページ目になります。

保障措置に関する重要性や要求事項に関する活動の実施ということで、我々は、この①から⑤に書いてある内容を実施しております。何かの参考になれば幸いです。

まず、専門家による保障措置の教育というものを実施しています。急速に力量の向上を図っていく必要がありますので、こういった意味では、専門家を筆頭として、要求事項の教育であるとか、そういったものを行いまして、実務対応能力の向上を図ってまいりました。

それから、講演会でございます。保障措置に関する知識や重要性に関する認識の向上を図るための活動の一環として、講演会を継続的に実施しております。昨年度は中桐参事官にも講師としてお招きし、社長を含む当該役員と管理職を対象に御講演いただいております。

それから、eラーニングです。

基本的な教育を当然やっておりますが、その中でもアンケートを実施し、保障措置の重

要性に対する理解であるとか、そういったものの数値化も図っています。ポイントは、全従業員が対象ということで、当然保障措置に携わらない各部署の維持管理に携わらない従業員に対しても、こういったeラーニングのほうは実施しております。

それから、アンケートですね。今の④ですけども、意識の確認に関しては、99%以上の従業員が重要性や事業の継続性に関して、保障措置が重要であると認識している結果が得られております。こういったものは継続的に確認をしていくのと、重要と認識していない方のフォローも実施していく予定です。

それから、役員巡視ということで、これは新規に始めたものです。保障措置の業務を実施している事業部長等の執行役員、あるいは執行役員であります安全・品質本部長が、自らが現場を巡視し、保障措置に対する自らの姿勢を従業員に示すとともに、意見交換などを行いまして、そういうふうな活動も実施しております。トップがしっかり重要性を理解するということが非常に重要だと思っております。

次の10ページ目です。

リスク評価の仕組みということで、現場の活動が保障措置、あるいは核物質防護に影響を与えないことというのは非常に重要です。そこが3Sに関するポイントでありますけども、作業を実施するときに、ここのフローに書いてあるようなプロセスを踏んだ上で、作業を実施するように改善をしています。もうこれ1年ぐらい続けておりますが、まず補修作業の起案をしたときに、許認可の要否判断をしますが、その後、補修実施部署、設備管理部署等チェックを踏まえて、その後にPPの部署に回します。最後に保障措置の部署に回しまして、要するにカメラの監視障害がないとか、そういったことも確認をして最終的に作業のゴーサインを出すということになります。もし問題があれば、改善をしていただくということになります。こういったプロセスを全ての補修作業に対して適用しております。

それから、11ページ目です。

これは、参考資料ですけども、3Sの相互影響評価ということで、参考例として、こういったものが影響を与えるかということで記載をさせていただいております。例えば原子力安全から保障措置であると、足場設置などの工事が査察カメラの監視の妨げにならないようにするというように、こういった対応をするということが大事になりますが、ここがきちっとできなかったのは、我々の全消灯事象であります。ということで、いろいろ改善を図ってきております。

最後の前になりますが、12ページ目として、全社大の品証活動の実施ということで、

我々PDCAサイクルを回しています。こういった活動を通じて、回るようになってきたのですけども、社長方針の制定、あるいは社長方針に基づく活動計画、業務目標の策定をして、それに基づき計画を実施しています。最後に、年度末に社長のMR（マネジメントレビュー）を受けて、それを改善活動にフィードバックをしています。こういった原子力安全のMR、CAP活動の中に、保障措置に関する活動を含め実施しておりまして、その中でMRであるとか、CAP活動を実施しております。

最後、13ページになります。

今後の対応についてになりますが、大量かつバルク状の核物質を所有し、再処理、濃縮など、核不拡散への取組の最も要求される事業者であることを強く認識し、種々の活動を積極的に推進しています。

これまで組織的な課題については、取組、改善を行い、トラブル低減のための仕組みを構築してまいりました。特に、重要性については劣化することがないよう継続的な取組、改善を実施してまいりたいと思っております。

最後、現在、当社、核燃料サイクルの操業に伴い予想される査察業務量の増加を踏まえ、これは仕組みの実効性確保に加え、保障措置対応を円滑に行うための実施体制（要員と人材育成）の確保に取り組んでおります。3交代等が発生するというところで、人の確保と育成、こちらも含めて取り組んでいっております。

報告は以上になります。ありがとうございました。

○山田（司会） 中村様、御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間とさせていただきますと思います。

まずは、会場で御参加の方から御質問があればお受けいたします。いかがでしょうか。

では、規制庁側からお願いします。

○石井首席査察官 首席査察官の石井です。

中村さん、発表ありがとうございました。

せっかくの機会なので、中村様の発表にあったとおり、例えば4ページに2025年7月1日付で、新しい組織ができ上がっているということで、これ以降いろいろ改善されてきていると思いますけれども、7ページの新しい計量管理責任者の置き方ですとか、8ページの新しい会議体の設置、それから、12ページのPDCAのこういう関連図面を御紹介いただきましたけれども、こういう組織改正をやって、一例でもいいので、何かこういう事象を防ぐことができたとか、いい事例があったら適宜それを御紹介いただければと思います。よろしく

お願いします。

○中村氏（日本原燃） 御質問、ありがとうございました。

どう言えがいいんですかね。マネジメントレビューに関しては、保障措置も去年ぐらいから含めているのですが、やはりトップが保障措置の重要性をしっかりと認識をして、改善に対する指示などを出しています。その一つの取組として、人材育成というものがあるのですけれども、こういったものを着手せよというような指示も出ておりますので、こういった活動にもつながっているかなと思います。

SGCAPのほうも、保安の一環としてやっておりますので、そういったところで、保障措置の重要性に関する認識の向上にもつながっていると思いますし、全体的にトラブルが発生したかという質問はちょっとあれなんですけれども、全体的にトラブルは減ってきているのではないかと理解はしています。

以上です。

○石井首席査察官 ありがとうございました。

先陣を切っていろいろ改善をしていただけているところだというふうに私たちも認識しているのですけれども、ぜひともうまく回るように運営をしていただければなど。なおさらいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○中村氏（日本原燃） ありがとうございます。

○山田（司会） それでは、次にオンラインで御参加の方からの御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手ボタンをお願いいたします。

ないようですので、次の議題に……。

○中桐参事官 すみません。保障措置部門の中桐です。

時間が迫っているところ申し訳ありません。中村さん、御発表ありがとうございました。

9ページ目で、保障措置に関する重要性の認識というところをお話いただきました。我々としても、先ほど来、私ほか保障措置の重要性について語っているところではあるものの、それを知っていただくというところには正直いろいろ苦労をしながら、多分各事業者の中でもそういった御苦労がおりなのかなと思うのですが、非常に原燃さんの取組で99%以上の従業員が重要性を認識されているというところ、非常に高い数字で感銘を受けておりまして、様々な取組をやっている中で、最も手応えを感じたところなど、具体的な取組などがあれば感触を教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村氏（日本原燃） 御質問ありがとうございました。

難しい御質問ですけど、一番大きな、社長のほうから、保障措置は重要だということを言っているということで、継続的に言っているということではないかと思います。この同じような取組は事業部長も実施しておりまして、まずトップが保障措置をきちんと理解をして、それを社員に伝えて活動を展開してくるというところがあるかなと思います。総花的ではありますが、こういった全てのいろんな活動を通じて、保障措置に触れる機会が多分従業員が大きくなったのだと思います。リスク評価もそうですけども。そういった意味で、全体のレベルアップが図られているのではないかと評価しております。

○中桐参事官 保障措置部門、中桐です。

ありがとうございました。

我々といたしましても、検討会などを開催いたしておりまして、その重要性などをもっと知っていただけるように前向きに取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、規制委員会の取組なども社内で重要性を語っていただくときに、ぜひ材料に使っていただければありがたいと思いますし、また足りないような議論などあれば、いつでも御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○山田（司会） ほかに御質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

次の議題は、国際規制物資の使用等に関する規則の改正に伴う対応について、査察専門職の呉屋から御説明いたします。

○呉屋査察専門職 保障措置部門査察専門職の呉屋と申します。

本日は、議題6、国際規制物資の使用等に関する規則の改正に伴う対応、特に提出書類・様式の経過措置等について、資料6を用いまして説明させていただきます。

スライド1ページ目でございます。

議題6の目次ですけれども、本日は、1ポツ、提出書類・様式の経過措置、2ポツ、提出書類・様式に関する注意事項、3ポツ、新国規則の様式の運用についてを説明させていただきまして、4ポツまとめの後に、質疑応答させていただければと存じます。

スライド、2ページ目でございます。

1ポツ、提出書類・様式の経過措置についてです。

令和6年6月6日に施行されました国際規制物資の使用等に関する規則を便宜上新国規則と呼称させていただきますけれども、この新国規則の施行に伴いまして、改正された報告様式については、令和8年9月30日まで、旧国規則に定められていました旧様式により提出することができます。しかしながら、経過措置期限を迎える令和8年10月1日からは、新国規則に定める新様式により提出する必要があります。少量の国際規制物資使用者も含めまして、旧様式で情報システムの構築や引き継ぎなどをされている方は多々いらっしゃると思いますけれども、この半年で更新いただきますよう、何とぞお願いいたします。

なお、計量管理規定の変更申請に関しましては、今年10月までに必ずしも計量管理規定を新しい国規則に合わせて変更しなければならないというような法的義務はございませんが、計量管理規定の本文が旧国規則の条文番号や報告書名称のままとなっている場合、実務上の分かりにくさや確認作業の負担が増えることが想定されますため、早めに新国規則を反映した規定へ変更することを推奨させていただきます。

スライド3ページ目です。

2ポツ、提出書類・様式に関する注意事項を説明いたします。

国規則の様式を除く本則につきましては、既に改正後の規定が適用されております。このため画面に示す2点につきましても、既に運用開始しているのですけれども、まだ二、三割程度の事業者様、特にLOFと呼ばれている主要施設外の場所や少量国際規制物資使用者の皆様におかれては、従前の運用を変更されていらっしゃる方もいるという状況です。何とぞ御確認くださいますようお願いいたします。

まず1点目です。

提出書類・様式の提出部数は、全て1部としてください。国際規制物資の使用許可申請書、計量管理規定の認可または変更認可申請書、さらには、新国規則の各種報告書など、新国規則の全ての提出書類・様式は1部のみ送付ください。

電子申請の推進と正本・副本で記載が異なるというような状況を排除するため、1部のみとなるよう正本・副本規定を削除したためでございます。

次に、2点目、施設外の場所、いわゆるLOFと呼ばれております事業者の方におかれては、操業計画、核燃料物質受払計画等報告書は不要となりましたので、作成されないようお願いいたします。LOFとは、原子炉等規制法第55条第1項に規定する使用者、括弧のほうですね、法57条の6第1項に規定する旧使用者を含んでおりますけれども、であって国際規制物資を法第52条第1項の許可を受けた使用の目的に使用するもののうち、保障措置協定第98

条1に規定する施設を有していない者と定義されていますけど、要は、施設附属書（Facility Attachment）を持っていらっしゃる核燃料物質使用者の皆様でございますが、御自身がLOFか分からないという方は、保障措置部門までお問合せください。

次に、スライド4ページ目でございます。

3ポツ、新国規則の様式の運用について説明いたします。

新国規則第48条の報告のうち、受払計画、輸出計画及び輸出（輸入）実施計画に関する様式は、次に説明する①、②のとおり運用しております。

まず①について、操業計画・受払計画等報告書（様式12）と核燃料物質輸出計画報告書（様式13）、さらには、輸出（輸入）実施計画報告書（様式14）の輸出（輸入）関係の3様式については、保障措置検査等で提出・収去された試料の受払いについては、記載を省略することができます。

様式13、14は、元来そのような資料に適用するものではないということで、あえて記載はしてなかったんですけれども、様式12の備考3と同様であるというふうに御認識おきください。

次に、スライド5ページ目でございます。

3ポツの続きとして、輸出（輸入）実施計画報告書（様式14）の提出時期については、昭和63年の「改定日米原子力協定発効に伴う核燃料物質、減速材物質、設備の計量及び管理について」という事務連絡文がございますけれども、その事務連絡の運用を変更するものではありませんで、当該運用を新国規則において明確化したということで、今後とも各社の計量管理規定やLOFの計量管理規定のひな形のとおり、輸出にあつては梱包の1か月前、輸入にあつては施設到着日の2週間前までに核燃料物質輸出（輸入）実施計画報告書に報告いただければと思います。

次に、スライド6ページ目です。

最後にまとめますと、令和8年10月1日からは、新国規則に基づく新様式のみが有効となります。旧様式では受け付けられませんので、御注意ください。提出書類・様式の提出部数は1部のみとしてください。

施設外の場所（LOF）の操業計画・核燃料物質受払計画等報告書は不要です。

以下の新様式では、保障措置検査等で提出・集計された試料の受払いについて記載を省略することができます。先ほどの操業計画・受払計画等報告書（様式12）、輸出計画報告書（様式13）、そして、輸出（輸入）実施計画報告書（様式14）になります。核燃料物質

輸出（輸入）実施計画報告書（様式14）は、輸出にあつては梱包の1か月前、輸入にあつては施設到着日の2週間前までに報告をお願いいたします。

上述の報告様式や計量管理規定、管理されたアクセスの変更報告に係る記載の様式などは、表示しておりますURLのほうに、検証可能なファイルが掲載されておりますので、御参照いただけますと幸いです。

以上が、資料の説明になりますけれども、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○山田（司会） それでは、質疑応答の時間といたします。

まずは、会場から御質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、次に、オンラインでの御参加の方からの御質問を受けたいと思います。御質問のある方は、挙手ボタンをお願いいたします。

質問がないようですので、この議題はこれにて終了いたします。

本日予定しております議題は以上となります。

最後に、全体を通して御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

オンラインの方もないでしょうか。

ないようですので、これで以上とさせていただきます。

本日の説明内容等につきまして、御質問または御意見等ございます場合は、開催案内に記載の担当者へメールにてお問合せください。

また、本日の連絡会に係るアンケートを後ほど送付させていただきます。皆様の意見を踏まえた連絡会にしていきたいと思いますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、保障措置実施に係る事業者連絡会を終了いたします。

本日は、お忙しいところ御参加いただきありがとうございました。